

## 労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&amp;A

※以下において、実績変更の対象となる場合でも、その支払いを証明できる領収書等の書類及びその費用を元請会社が負担したことを証明できる書類を提出出来ない場合は、実績変更の対象となりませんので、ご留意願います。

※不明な事項がありましたら、事前に監督員に確認をお願いします。

番号	質問事項	回答	
1	災害復旧工事以外の工事も本運用基準の対象となるのか？	災害復旧工事以外であっても、運用基準の「2 対象工事」に該当する工事であれば、対象となります。	
2	工期末が、令和3年度末以降の工事の場合、令和3年度末以降の宿泊費等は、実績変更の対象となるのか？	令和3年度末以降に支払った宿泊費等は、実績変更の対象外となります。ただし、今後、労務市場のひっ迫状況を考慮して、本運用基準の適用期日を変更する場合があります。	
3	現場代理人、主任又は監理技術者の宿泊費等は実績変更の対象となるのか？	実績変更の対象となりません。実績変更の対象となる労働者は、運用基準P5 ※1に該当する者です。	
4	本基準の対象となる労働者は、元請企業の労働者のみが対象か？	下請企業の労働者も対象です。	
5	仮設宿舍建設費又はリース代は、実績変更の対象となるのか？	本運用基準において実績変更の対象としているのは、営繕費の労働者宿泊の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用のうち借上げ費及び宿泊費であるため、仮設宿舍建設費又はリース代は、実績変更の対象となりません。	
6	工事箇所と同じ市町村に居住している労働者が、ホテル等に宿泊した場合の費用も、実績変更の対象となるのか？	実績変更の対象となります。本運用基準は、災害復旧工事が本格化する中で、労務市場がひっ迫し、共通仮設費や現場管理費の率計上の金額では工事の施工が困難な場合に支出の実績を踏まえて実績変更するもので、全ての労働者が対象となります。	

## 労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&amp;A

番号	質問事項	回答	
7	宿泊費の上限額以上の旅館等しか空いていない場合、上限額までしか変更対象とならないのか？	上限額を超える旅館等に宿泊することの妥当性が認められる場合は、実績変更の対象となります。	
8	土日祝日等の休日の宿泊費についても、実績変更の対象となるのか？	宿泊することが妥当であると判断できる場合は、実績変更の対象となります。	
9	下請業者が、労働者の宿泊所としてアパート等を借上げた場合も、実績変更の対象となるのか？	下請業者がアパート等を借上げた場合でも、元請業者が、その借上げ費用を負担したことを証明できる書類を提出した場合は、実績変更の対象となります。	
10	労働者の宿泊所として民家等を借り上げる場合、不動産へ支払う仲介手数料は、実績変更の対象となるのか？ また、敷金及び礼金についても、実績変更の対象となるのか？	労働者の宿泊用として民家等を借り上げる場合の賃貸契約を締結するために必要な敷金・礼金及び仲介手数料については、実績変更の対象となります。 ただし、敷金等について、解約時に返金となった場合は、返金額を控除した金額が実績変更の対象となります。	
11	労働者の宿泊所として民家等を借り上げる場合、家財保険料や自治会費等も実績変更の対象となるのか？	家財保険料や自治会費等、賃貸契約を締結するために必要な経費は、実績変更の対象となります。 ただし、保険料など中途解約等で返金に伴う場合は、返金額を控除した金額が実績変更の対象となります。	
12	民家やアパート等を宿泊所として借り上げ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷暖房器具、寝具等の備品を購入(リース)して備えた場合、その費用は実績変更の対象となるのか？また、労働者用の駐車場代は実績変更の対象となるのか？	労働者が生活するために、一般的に必要な備品であれば、実績変更の対象となります。 ただし、過度な備品や遊興目的品等は実績変更の対象外となります。 また、労働者用の駐車場代は、実績変更の対象外となります。	

## 労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&amp;A

番号	質問事項	回答	
13	民家やアパート等を宿泊所として借り上げた場合、水道や電気等の光熱費も、実績変更の対象となるのか？	居住するうえでの必要最低限のものは、実績変更の対象となります。	
14	宿泊費について、全労働者の宿泊費を纏めて支払い、宿泊先から提出された請求内訳書を添付する方法でもいいのか？	宿泊した労働者毎に、宿泊費(食事代除く)を確認できる領収書を提出してください。	
15	下請業者が自社の社員用に建設した(借り上げた)施設等に宿泊費を払って宿泊した場合は、実績変更の対象となるのか？	実績変更の対象外となります。	
16	労働者が、元(下)請業者が運営する宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費も、実績変更の対象となるのか？	旅館業法に基づく旅館業の許可を受けた宿泊施設であれば、実績変更の対象となります。	
17	労働者送迎車両をリースした場合は、実績変更の対象となるのか？また、リース車両の駐車場代についても、実績変更の対象となるのか？	リース代についても、実績変更の対象となります。 また、リースした車両の駐車場代についても、実績変更の対象となります。	
18	労働者の送迎で、高速道路を利用した場合、高速道路代金は実績変更の対象となるのか？	実績変更の対象となります。 ただし、送迎経路が社会通念上妥当と認められない経路である場合は、実績変更の対象外となる場合があります。	
19	労働者送迎用の車両燃料費について、1台毎の領収書を添付する必要があるのか？	原則、1台毎の領収書の提出をお願いします。ただし、契約スタンドから、纏めて請求が来る場合は、車両番号が確認できる請求内訳書等を提出してください。	

## 労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&amp;A

番号	質問事項	回答	
20	労働者の送迎用に車両を購入した場合は、購入費は実績変更の対象となるのか？ また、税金や保険料は対象となるのか？	車両の購入費、税金及び保険料は、実績変更の対象となりません。	
21	労働者の送迎用車両の法定点検料・整備料、冬用タイヤの購入費等は、実績変更の対象となるのか？	労働者送迎のみに使用する車両の法定点検料・整備料、冬用タイヤの購入費等については、実績変更の対象となります。	
22	労働者の募集を行う際に、ハローワークや求人誌等に掲載する費用も、実績変更の対象となるのか？	実績変更の対象となります。 領収書に加えて、求人公告等の写しも提出をお願いします。	
23	労働者を採用する際に面接を行った場合、面接者に支払った交通費は、実績変更の対象となるのか？また、面接官が出向いた場合の交通費については、実績変更の対象となるのか？	「面接者の交通費」及び「面接官が出向いた場合の交通費」については、実績変更の対象となりません。	
24	当日急遽残業となり、労働者に対して食事を提供した場合の費用についても、実績変更の対象となるのか？	実績変更の対象となりません。 食事費及び食事補助費の対象となるのは、下記の場合です。 ・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業であると明記されている工事に係る作業を行う場合 ・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合	
25	工事箇所と同じ市町村に居住している労働者が、自宅から現場までの通勤する場合に要する費用も実績変更の対象となるのか？	通勤手当として支給している金額以外で、労働者の住居から本工事現場の交通費として支払った費用については、実績変更の対象となります。	

## 労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準 Q&amp;A

番号	質問事項	回答	
26	本現場での作業が終了し、次の現場に行く旅費についても、実績変更の対象となるのか？	受注者が手当て又は旅費として支払っていることを証明できる資料を提出していただければ、実績変更の対象となります。	
27	アパート等に宿泊している労働者が、毎週末自宅へ帰省する場合の交通費についても、実績変更の対象となるのか？	毎週、又は年末年始等の長期休暇の際に帰省する場合の交通費についても、実績変更の対象となります。 ただし、社会通念上の範囲を逸脱している等の疑義が生じるものについては受発注者協議により決定するものとします。	
28	領収書を紛失してしまった場合、どうすればいいか？	実際に支払ったことを確認できる資料を提出していただければ、その領収書に関する支払いも、実績変更の対象となります。	
29	税込みの金額の領収書の場合、税抜金額を手書きで追記する等でもいいか？	領収書に税抜金額を書き加えるか、税抜額の算出計算書(任意様式)を添付してください。	
30	労働者に対して、交通費や宿泊費以外に、出張手当を支払っている場合は、実績変更の対象となるのか？	出張手当については、実績変更の対象外となります。	
31	労働者が複数の工事を掛け持ちした場合、宿泊費や交通費等はどの工事に計上すればいいですか？	作業日報等から労働者が従事した工事を確認し、作業日毎に従事した工事に計上してください。	
32			